

木材の安定供給の確保に関する特別措置法等の概要 参考 2

川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（事業計画）を作成し、知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金による金融上の措置（債務保証及び低利の資金融通）を講ずる。

【目的】指定地域（※）について、木材の生産の安定、流通の円滑化及び利用の促進を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資する。

※ 都道府県知事は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林がある地域を（森林計画区を勘案して）指定地域として指定

木材安定供給確保事業計画

申請

都道府県
知事

認定

【計画事項】

- ・ 事業の目標
- ・ 取引関係（取引の量、時期、方法 等）
- ・ 森林の区域、伐採及び伐採後の造林に関する方針
- ・ 木材生産流通改善施設（製材施設、乾燥施設等）の整備に関する事項
- ・ 木材の需要開拓の内容（共同で計画を作成する場合）
- ・ 事業実施に必要な資金の額・調達方法（ほか）

川中・川下の取組が
県域を越える場合
は農林水産大臣

共同して木材の安定的な取引関係を確立

森林所有者等（川上）

- ・ 森林所有者
- ・ 素材生産事業者
- ・ 森林経営管理法により公表されている民間事業者※
- ・ 樹木採取権の設定を受けたいことを希望する者

※経営管理実施権の設定を希望する者のうち要件に適合する者

木材利用事業者等（川中）

- ・ 製材業者
- ・ 合板業者（ほか）

木材製品利用事業者等（川下）

- ・ 中小住宅生産者
- ・ 家具製造業者（ほか）

促進措置実施者（任意）

- ・ 森林組合
- ・ 木材市場
- ・ 木材卸売業者
- ・ 木材輸送業者

【国有林野の管理経営に関する法律との関係】

森林所有者等が樹木採取権の設定を受けた場合、原則1年以内に、当該森林所有者等、樹木採取権に係る木材利用事業者等や木材製品利用事業者等から都道府県知事等に申請があったときは、これらの者を認定事業者と、当該申請書を認定事業計画とみなす。

事業計画を認定された事業者には以下のメリット

①（独）農林漁業信用基金による債務保証 + 最大5年間の保証料免除

認定計画による連携した取組については、金融機関から融資を受ける際、（独）農林漁業信用基金の債務保証を利用することができます（保証利用には審査があります）。
なお、**最大5年間の保証料が免除**されます。

② 低利子の運転資金融資（木材産業等高度化推進資金）

低利な運転資金である木材産業等高度化推進資金が利用できます。（金利0.6～1.3%）
なお、本資金の利用の際にも（独）農林漁業信用基金の債務保証が利用可能です。